

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a		保育所は、理念、基本方針を明文化し、周知を図っています。具体的には、春日部市立保育所の保育理念、保育方針、保育目標を策定しています。加えて、職員に対しては保育目標、クラス目標の作成を通じて理解を促しています。また、保護者に対しては、入所説明会で配布している「保育所のしおり（重要事項説明書）」に明記しています。さらに、懇談会等において説明を通して周知し、保育所だよりも掲載しています。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a		保育所は、事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析しています。具体的には、「春日部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、春日部市の子育て環境の現状と課題を分析し、掲載しています。また、春日部市立保育園の所長が参加する保育所長会議において、日ごろの保育方法や、各行事の運営方法などを確認しています。特に、新型コロナウイルス対策をした中での運動会等行事の運営方法、3～5歳児は室内ではマスクをするなど、市としての統一の対応を全園で連携して検討しています。その他、春日部市の公立保育所としての方針を決めたり、他市の現状などを調査して情報交換するなど、保育事業を取り巻く環境の分析や経営課題の抽出に取り組んでいます。
I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a		保育所は、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めています。具体的には、春日部市子育て支援審議会を開催しています。会議では、関係機関、関係団体、学識経験者が春日部市の子育て環境と保育所の経営の課題について審議しています。さらに、春日部市子ども・子育て支援事業計画では、審議会で挙げた課題を明確化しています。また、課題は保育所の全体的な計画に反映し、各階層における役割を確認し取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a		保育所は、中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定しています。春日部市の定めている、2018年度から10年間にわたって総合的かつ計画的な市政運営の指針となる「第2次春日部市総合振興計画」があります。この計画に基づき、策定された春日部市子ども・子育て支援事業計画には、「多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備」を定めており、それを踏まえた保育所運営を行っています。

<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>中長期計画である春日部市子ども・子育て支援事業計画をもとに、単年度の事業計画を策定しています。また、計画は年度ごとに見直しを行い、第7保育所の全体的な計画をもとにしてクラスごとの年間保育計画、月間指導計画・個別計画、週案を作成しています。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行っています。具体的には、昼礼や職員会議で事業計画の実行状況を定期的に振り返り、職員の理解を図っています。 なお、今回の調査時に実施した職員アンケートにおいて、職員の事業計画に対する理解に関する問いに対し、肯定的な意見が他の項目よりも少ない結果でした。今後は、策定や評価・見直しのプロセスに積極的に参画させるなど、職員の理解度向上のさらなる推進に期待します。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、事業計画を利用者等に周知し、理解を促しています。具体的には、入所時及び毎年4月に行事計画を配布しています。また、掲示や園だより等でも、行事の予定を伝えています。加えて、入所時の説明会については、アンケート結果や質問の状況を把握して、毎年度、説明資料や説明の方法を改善しています。 なお、行事などの年間計画については、利用者アンケートの結果から保護者に十分伝えられていることが把握できるものの、設備の老朽化対策などの経営課題の周知に改善の余地があります。事業運営に関わる事項を利用者に周知する機会を多く持つ、より効率的な情報発信に取り組むことを期待します。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
<p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを組織的に行っています。具体的には、「春日部市保育所マニュアル」に基づき、所長は、年3回保育所の自己評価を行い、保育所運営の課題を抽出しています。また、市全体の取組として、定期的な第三者評価を実施し、保育サービスの質の向上に組織的に取り組んでいます。その他、行事毎に保育所内に実行委員を組織し、職員意見を次回の行事に反映するなど、改善に取り組んでいます。</p>
<p>I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的に改善策を実施しています。具体的には、自己評価の結果をもとに、保育実践・保育内容の課題を明確化しています。さらに、評価結果は職員会議において共有し、職員の周知を図っています。また、職員会議や各行事の実行委員会、ケース会議を通して、保育内容の評価・反省を行い、次年度以降の各種計画に反映させています。 なお、計画的な改善策の実施には、評価結果を改善に繋げた改善結果の見える化も有効です。この調査を機に、評価結果を改善につなげた結果を保育所内外へ周知する仕組みを検討するのもよいでしょう。</p>

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a		「春日部市保育所マニュアル」及び職務分担表に、保育所長の役割及び職務内容が明記され、職員に対し所長の役割を表明しています。また、保育所全体を統括し、各クラスの保育の様子、職員の様子、保護者の様子を把握し、保育所運営の改善に常に取り組みでいます。加えて、保育所長会議の運営による経営課題の明確化や、面談を通じた自己評価や業務目標の達成に向けた職員への助言や保育の質向上に向けた働きかけを行っています。
II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a		保育所は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っています。具体的には、コンプライアンスに関する規程やマニュアルを所長が適宜確認し、職員会議で共有しています。また、所長を中心に安全管理、健康管理、防災への取組などについて共有を行い、実践につなげています。さらに、所長は所長研修時に、コンプライアンスの科目を受講しています。これらの取組を通じて、所長は法令遵守意識の浸透に努めています。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
II-1-1 (2) -① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a		所長は福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮しています。具体的には、所長は保育士の技術や意欲の向上が、保育サービスの質の向上につながると捉えています。そのため、目標管理やアドバイスを通じて、人材育成に力を入れています。特に、目標管理における個人面談時に、各職員が組織目標と連動した個人目標を立てるための助言をしています。加えて、園児や保護者への対応など、日々の活動の課題について、個々の職員と話す機会を持つようにしています。
II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a		所長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しています。具体的には、積極的に職員とコミュニケーションを取っています。これにより、常に個々の職員の保育の質の改善に向けた助言や課題の共有を行っています。加えて、所長会及び所長連絡会の運営や、春日部市保育課との連携を通じて、保育所運営の改善を行っています。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-1 (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b		「春日部市職員採用事務規則」に基づき、春日部市人事課が職員を採用しています。フルタイム保育士及びパートタイム保育士に関しては、春日部市公式ホームページ等で広く募集しています。また、職員のクラス配置については、正規職員と会計年度任用職員のバランスや経験を考慮した上で配置し、保育所運営が円滑に進められるようにしています。 しかし、今回の調査時に実施した職員アンケートにおいて「福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。」の問いに対し、肯定的な意見が他の項目と比較して少ない結果でした。今回の調査を機に、福祉人材の確保・定着等に関する計画を職員に周知する取り組みを検討してもよいでしょう。

<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>春日部市人事課は総合的な人事管理を行っています。具体的には、各職員の意向調査を実施し、配置計画に基づき人員配置を行っています。また、保育所内の担当に関する人事管理は、所長が行っています。所長は、経験年数や保育スキルなどを考慮しています。経験年数などに基づき、1年間の各クラスの保育と保育所全体がバランスよく進められるように管理しています。その他、人材の評価、活用についても総合的な仕組みづくりができています。</p>
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。具体的には、職員の体調や、家庭状況を考慮し、休暇取得の奨励を行っています。また、春日部市は職員の福利厚生についての職員向けハンドブックを作成しています。ハンドブックにはメンタルヘルス相談事業などを記載し、職員の健康管理の取り組みを行っています。加えて、年1回のストレスチェックを実施し、結果を所長や受診者本人にフィードバックしています。ストレスチェックの結果をもとに、保育所全体で職場改善に取り組んでいます。</p>
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>春日部市は、「春日部市市人材育成基本方針」を策定し、人事異動や人事評価制度について定め、それをもとに人材育成に取り組んでいます。特に、人事評価制度については、年3回、1次評価者との面談を行い、目標設定と目標達成に向けて進捗状況の確認とフォローを行っています。加えて、保育士としてのキャリアパスを示しており、職員との面談時に活用しています。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施しています。具体的には、「春日部市市人材育成基本方針」及び「春日部市立保育所研修計画」を策定し、公立保育所共通の市の計画に基づき、春日部市人事課主催の研修や、保育所全体の研修を実施しています。また、年2回各職員が自身の保育内容について自己評価を行い、所長との面談を行うことで、技術向上の機会を確保しています。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>春日部市は、「春日部市立保育所研修計画」にキャリアデザイン、リスクマネジメントなどの必要なスキルや項目を列挙しています。加えて、それに即した研修を企画・開催しています。また、保育所内での資質向上のための年1回の保育講座や人事課による階級別研修を実施しています。そのほか、県・東部地区保育士会、社会福祉協議会主催の専門研修など、希望者が参加できるよう、勤務の調整を行い、研修受講機会を確保しています。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育所は、実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備しています。具体的には、春日部市保育課が窓口となり、実習生を受け入れています。実習生の受け入れマニュアルを作成し、マニュアルに沿って保育士が実習生の指導を行っています。安全に実習を行うため、実習時の注意事項などを伝えるオリエンテーションを実施しています。また、実習時に振り返りを行い、実習ノートだけでなく口頭で具体的な助言や指導を行い、学びが深められるように取り組んでいます。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	保育所は、運営の透明性を確保するための情報公開を行っています。具体的には、保育所の運営情報を春日部市公式ホームページやパンフレットなどで公表しています。また、公開保育や保育所見学の日時等も同様の方法で情報提供しています。加えて、保育理念や目標・方針は、保育所内に掲示及び保育所のしおり（重要事項説明書）に掲載しています。加えて、保護者へは、入所時に説明を行っています。その他、保育参観や地域交流会を行い、保育所の様子を広く伝えています。 なお、運営の透明性を確保するために様々な取組を行っているものの、今回の評価時における利用者アンケートでは、保護者への情報公開・情報提供に関して、肯定的な意見が少なかった項目が一部あります。この調査を機に、園だよりに運営状況を掲載したり、新たに資料を配布するなど、保護者への新たな情報提供の方法を検討するとよいでしょう。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育所は、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っています。具体的には、春日部市及び埼玉県の行政監査を定期的な受け、改善すべき事項について迅速な対応を行っています。保護者には、保育所の取組を事前に周知し、経過や結果を掲示やお便りで知らせています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育所は、利用者と地域との交流を広げるための取組を行っています。具体的には、地域の子育て世代の方と一緒に遊ぶ「地域交流会」を毎年20回開催しています。また、入所児童の祖父母や地域の方を招いてふれあいを楽しむ「世代間交流会」を開催し、地域との交流を積極的に行っています。なお、これらの取組は新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は実施できていませんが、今後感染対策を行った上での地域交流事業の開催を期待します。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	保育所は、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立しています。具体的には、春日部市保育課が窓口となり、「ボランティア受け入れ対応マニュアル」に基づき、保育補助や掃除などのボランティアの受け入れを行っています。ボランティアの作業内容や作業場所については、個別の要望に応じて、所長と主任保育士で決定し、クラス担任等に受入れを指示しています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	保育所は、福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を行っています。具体的には、年に3回、臨床心理士による巡回支援を実施しています。助言を受け、子どもとの関わりの方法の改善に努めています。また、必要に応じて、こども相談課や児童相談所、嘱託医、保健所、小学校等と連携を図っています。加えて、子どもの安全に関すること、緊急を要することは直接関係機関に連絡し、迅速な対応に努めています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	保育所は、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っています。具体的には、年20回実施している地域交流会を地域課題の情報収集の機会としています。また、地域の子どもの身体測定、参加した保護者の子育て相談等も受け付けており、保育所の役割として子育て家庭の支援につなげています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	保育所は、地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っています。具体的には、子育て電話相談や保育所見学を随時受け付けています。また、保育所見学では、育児や入所に関する相談も受け付けています。加えて、一時預かり事業を実施し、事前予約と面談により、保護者の希望する日に8時半から16時半の時間内で保育及び食事の提供を行っています。さらに、一時預かりや見学时などの際に、保護者との会話の中でニーズの把握をするようにしています。そのほか、子ども相談課主催の子育てサロンに保育所職員を派遣し、遊びの提供を行っています。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a		保育所は、利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っています。具体的には、「保育施設職員ハンドブック」を利用し、保育士としての心得や専門性の向上に努めています。また、職員が接遇研修に参加するなど、保護者との対応の見直しを行う機会を設けるようにしています。加えて、昼礼や職員会議において、保育所としての役割や支援の方法、方向性について共通意識を持てるようにしています。さらに、職員会議などで実際の事例を通して、子ども、保護者、職員それぞれの視点から意見交換を行い、職員全体で子どもや保護者を尊重した保育の実践に取り組んでいます。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a		春日部市は子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っています。具体的には、着替えやおむつ替えなどは、位置を外からの死角にする、カーテンを閉めるなどして、外から見えないように配慮しています。このことは、プール遊びなど各種マニュアルにプライバシー保護の具体的な行動が記載されています。また、そのマニュアルに沿った行動をするよう、職員会議等で適宜職員に注意喚起を行っています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	保育所は、利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を提供しています。具体的には、保育課に設置した保育所のパンフレットや春日部市公式ホームページ、子育てガイドブックで、保育所の概要や情報を掲載しています。春日部市公式ホームページに保育所の情報を掲載しています。また、電話での問い合わせや見学の受け入れなども随時行っています。加えて、見学時には「保育所のご案内」を配布し、施設を案内しながら保育所の概要を説明し、質問に回答しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	保育所は、福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明しています。具体的には、入所申請時に配布する「保育所施設等のご案内」を利用し、説明を行っています。保護者からの問い合わせや申し出があった際には、必要書類を用意し、説明を加えて渡すようにしています。また、入所が決定した際は、入所説明会にて保育時間や持ち物などについて、実際の見本を示しながら説明を行っています。しかし、今回の評価時における利用者アンケートでは、保護者への入所時の情報提供に関して、肯定的な意見が少なかった項目が一部あります。この調査を機に、保護者への新たな情報提供の方法を検討するとよいでしょう。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	保育所は、福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っています。具体的には、市内公立保育所から移行する場合は、関係書類を引き継いで、継続したサービスが受けられるようにしています。その他の施設から移行してくる場合も、保護者の意向を聞きながら出来る限り現行サービスの継続に努めています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保育所は、利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っています。具体的には、春日部市保育課が実施している保護者アンケートの意見・要望を受け止め、できる限りの対応に努めています。また、送迎時の声かけを心がけており、保護者ニーズを知ることに関心が日頃から努めています。しかし、今回の調査時の保護者アンケートの「不満や要望に的確に答えてくれますか」という問いに対し、肯定的な意見が他の項目に比べて少ない結果でした。この結果から、把握したニーズを改善につなげる仕組みに課題があると見えます。今後は、ニーズを改善につなげる仕組みの構築に期待します。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	保育所は、苦情解決の仕組みを確立しており、周知しています。具体的には、「春日部市立保育所マニュアル」に苦情対応に関する項目を定め、意見・要望に関して、各保育所に苦情受付担当者、苦情解決責任者を、生活支援課に第三者委員を設置すること、苦情受付担当者等の具体的な役割を記載しています。また、意見・要望等があった場合の解決手順を同要領に定め、組織的な解決の体制整備を図っています。なお、これらの仕組みについては、保育所のしおり（重要事項説明書）に掲載するなど、保護者への周知を図っています。

<p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>b</p>	<p>意見・要望の対応の体制について、危機対応要領や保育のしおりに記載し、入所説明会時に説明を行っています。また、行事後に聴取したアンケート結果を利用者に周知し、利用者に対して満足度向上に向けた取組の姿勢を見せています。その他、送迎時の挨拶に加えて、コミュニケーションをとるように心がけ、保護者の相談などにも対応しています。 しかし、利用者アンケートの「園長や職員に対して不満や要望を気軽に言うことができますか。」という問いに対し、肯定的な意見が他の項目と比較して少ない結果でした。この調査を機に、対面以外でのコミュニケーション方法を検討するなど、利用者が相談しやすい環境整備を検討してもよいでしょう。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、利用者からの相談や意見に対して、対応しています。具体的には、意見箱や送迎時のコミュニケーションを活用して、情報収集や相談等を行っています。保護者から質問や意見があった場合は、職員全体で共有、必要に応じて保育課とも共有するなど、組織的に対応しています。 しかし、利用者アンケートの「年間保育や行事には、保護者の要望が活かされていますか。」の問いに対し、肯定的な意見が他の項目と比較して少ない結果でした。この調査を機に、保護者からの意見を反映して改善した結果を園だよりに掲載するなど、改善の取組の周知を検討してもよいでしょう。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築しています。具体的には、「安全管理マニュアル」に基づき、遊具等の点検を週1回実施しており、使用前にも各クラスの担任が点検しています。また、子どものケガに関することは、処置記録簿に記録しています。加えて、昼礼の際に、ヒヤリハット事例を報告し、保育所全体のケガの再発防止のための改善策を立て、対応しています。具体的には、ヒヤリハット・マップを作成し、職員全員が所内の危険な場所を一目で認識できるようにしています。さらに、事故発生時には即座に受診させて、アクシデント・トラブルレポートを作成し、保育課へ報告しています。その他、公立保育所全体で情報共有し、同様な事故の再発防止に努めています。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取り組みを行っています。具体的には、「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づき、登所時の健康観察（視診、検温、家庭からの連絡、投薬の有無など）を実施しています。また、日中の変化に気づいた際には保護者に連絡し、感染症などの早期発見に努めています。加えて、発熱時や感染が疑われる場合には、可能な限り事務室（医務室）で保育しています。さらに、感染症の流行時期には、日常の保育所内の清掃、消毒を徹底しています。なお、保護者に対しては、感染症情報とともに保育所での対策を掲示等で知らせています。</p>

<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っています。具体的には、「防災・防犯マニュアル」、BCP計画（事業継続計画）、消防計画書を作成し、自衛消防訓練（年2回）、避難訓練（毎月2回）、消火訓練（毎月1回）を実施しています。地震・火災・水害・竜巻・不審者などの災害等を想定した対応を職員に周知しています。災害時の備蓄についても常時準備（3日分）をしています。さらに、引き渡し訓練を実施し、保護者との連携を確認したり、災害伝言ダイヤルの利用方法を周知しています。</p>
---	----------	--

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、提供する福祉サービスについて標準的な実施方法を文書化し、福祉サービスを提供しています。具体的には、春日部市の定める「春日部市立保育所運営規程」に基づき、マニュアルや「保育所のしおり」を作成しています。「保育所のしおり」には、重要事項説明書が含まれており、保護者全員に配布しています。また、保育所では保育目標や保育方針などを玄関に掲示し、保護者への周知を図っています。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、標準的な実施方法について見直しを行っています。具体的には、運営規程、マニュアル、保育所のしおり等を公立保育所の所長会議にて定期的に現状の課題の抽出を行っています。また、感染症予防に関する対策は、市役所からの通知と所長会議の情報を共有し、早急に対応するように進めています。なお、マニュアル等の実効性の向上には、課題を改善につなげるための具体的な仕組みを構築していくことも有効です。見直し結果を改善に活かす仕組みの構築が待たれます。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、アセスメントにもとづいて個別支援計画を策定しています。具体的には、保育所の入所面接時に「入所児質問票」、入所時に「入所児調査票」「健康診断」などの資料を保護者から提出してもらっています。また、ヒアリングシートに基づいて、子どもの状態と発達などを把握し、それをもとに計画を立てて保育を行っています。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、定期的に福祉サービス実施計画の評価を行っています。具体的には、保育所の年間保育指導計画に基づき、各月の保育指導計画を作成し、子どもの成長に合わせた評価と反省をして翌月の支援計画に繋げています。3歳未満児は、毎月の振り返りと評価の見直しを行っています。3歳以上児は、各期に振り返りと評価の見直しを行っています。なお、より実効的な計画の策定には、評価や見直した内容を具体的な改善策に落とし込むための仕組みの構築も有効です。この調査を機に、評価結果を次の計画策定につなげる組織的な仕組みの構築を検討してもよいでしょう。</p>

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
<p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、利用者に関する福祉サービス実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有しています。具体的には、保育内容に関する記録は、「業務日誌」「保育の記録」などに記載しています。定期的に昼礼を行い、保育内容の振り返り・ヒヤリハット等の情報共有を行っています。また、職員会議を月に1回行い、所長会議の内容や行事の方向性を確認・共有するようにしています。さらに、保護者との送迎時の情報は、「連絡ノート」などを活用して担任から引継ぎをしています。</p>
<p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、利用者に関する記録の管理体制を確立しています。具体的には、個人情報、市公文書管理および個人情報保護の規定に則り、施錠のできるキャビネットに保管しています。鍵の管理は、キーボックスで管理しています。災害時には、「入所児童票」「引き渡し連絡票」などを防災リュックに入れて避難ができる状態にしています。</p>

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成		
<p>A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a	<p>保育所は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成しています。また、保育所の理念・目標・方針などを入所説明会に保護者に周知しています。加えて、これらの内容については玄関に掲示しています。さらに、保護者には毎月「保育所だより」に保育の指導計画と行事などを載せて伝えていきます。その他、近年は保育所周辺に新たな住宅が増え若年層の家庭の子どもが多く入所してきます。そうした地域の実態にあわせて全体的な計画を作成しています。</p>
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a	<p>保育所は、生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備しています。具体的には、子どもの生活年齢と発達に沿った安心で安全な保育環境を整備しています。また、年齢の小さい子どもへの遊具と生活空間も、活動の制約が少なくなるように整えています。加えて、成長に見合う心地よい環境の提供をしています。具体的には、所定の設備や小動物とのふれあいを通じて、感染症対策に配慮しながら子どもの主体的な遊びの保障をようにしています。その他、施設の老朽化対策には保育課と連携し対処しています。</p>
<p>A-1-1 (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a	<p>子どもが安心して家庭の延長のような生活をするために一人ひとりの子どもの状態や気持ちを受け止めて支援をしています。特に、年齢が小さい子どもについては、家庭生活にいるような安心感が伝わるよう、ゆったりした雰囲気と子どもの欲求と要求を職員が受け止める姿勢で支援をしています。また、子どもの探索行動には安全な物的環境を設定し、危険に配慮しています。その他、幼児期の自我や自己主張に配慮し、子どもの訴えに耳を傾けて受け止めるようにしています。</p>
<p>A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a	<p>子どもが基本的な生活習慣を身に付けることのできる環境の整備、援助を行っています。まず、基本的な生活習慣を獲得するため、食事・排泄・着脱・衛生面についての指導を行っています。また、子どもの心身の成長発達により、子どもの獲得する力が発揮できる時期や個性を配慮した指導を行っています。例えば、食事において、0歳児は手づかみの体験を通して食べ物を認識していきます。その行動には、職員がマナーを言動で伝えていきます。さらに、1・2歳児になると手腕の動きが出てきます。スプーンやフォークなどの道具を使用することができ、職員が手本を見せ、上手になる過程を称賛し自信をつけるようにしています。加えて、幼児期には箸を使用して食べることを指導しています。その他、食に関する知識を伝え、食事のマナーや食物への関心を深めていきます。こうした活動を通して、生活習慣の獲得を0歳児より始めて、徐々に食事やマナーについて獲得ができるよう、段階を経て支援しています。</p>

<p>A-1-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しています。子どもの主体性、生活年齢、表現力や表現方法、言動に留意しながら保育を行っています。また、各クラスの室内遊びについては、生活年齢に近い遊具が身近にあり、子どもが自ら手に取れるよう整理しています。加えて、所庭では「第7遊園地」と名付け、サーキット形式の遊具を整備し子どもが主体的に挑戦するようにしています。さらに、子どもは年上の子どもの姿に触発され、活発に動き、達成感を味わうことができるよう保育しています。その他、所庭での小動物と昆虫などの発見を通じて、好奇心を持って探索できるように配慮しています。加えて、子ども自身が自ら遊びが選択できるよう、安全な環境を作って豊かな遊びへと発展させています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>職員は、乳児保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、離乳食から幼児食への変化に合わせてたくさん身体を動かし、食べて、睡眠を取るようになっています。なお、睡眠は家庭の就寝時間とも関連するため、無理のないように子どもの生活時間を大切にしています。また、情緒の変動に合わせて気持ちを言語化して伝えています。その他、歌や絵本を通して言葉を習得できるように喃語や赤ちゃん言葉を幼児語と合わせて伝えています。さらに、好みに合わせて、手に取れる場所におもちゃを配置しています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、混合クラスの良さと年齢別の特徴を考慮しながら、生活習慣の獲得と言葉の発達に対する支援をしています。例えば、食事では食べるスピードも道具の使用も大きな月齢差があります。職員は子どもの成長に合わせて個別的な対応をしています。また、運動面においても探索行動をたくさんしています。職員は、1歳児と2歳児の自我に配慮し、子どもの気持ちや訴えに対して、気持ちを言語で確認して対応をしています。加えて、好きな絵本やおもちゃの趣向にあわせ、どの子どもも満足できるような環境の整備と対応をしています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備しています。例えば着脱では、3歳児以上は自分のロッカーから着替える衣服を自分で出して替えることとしています。洋服の裏表が間違っていた時などは、友達や職員に確認してもらい、やり直しています。加えて、4歳児以上は上着の裾を丁寧に入れることとしています。さらに、5歳児になると、自分で汚れに気付くなどの変化に気づくことができるように支援しています。こうすることで、生活習慣としてできることが増え、職員である大人の称賛や承認によって生活習慣を獲得していきます。また、教育面では遊びを通しての文字・探究心・自然・化学など、自ら発見をして学びを深めています。加えて、自ら工夫し、考えることで成長し、友達と相談していく力を積み上げる環境を整えています。文字への興味を出すために、乳幼児期のしりとり遊びや描画からなぞりがき・線描画・文字へと変化させるようにしています。しかし、3・4歳児は混合クラスでの活動であり、年齢別の指導計画は作成しているものの、年齢別の日誌は整備していません。年齢別保育への日誌の整備に期待します。</p>

<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>保育所は、障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。具体的には、成長発達が気になる子どもについては、個別支援計画を整備しており、細やかに子どもの姿を記載しています。なお、保育日誌にも、個別支援計画のねらいや具体的な指導計画案が記載されていると、職員はどのような保育と指導内容を加味するのかを理解することができます。また、配慮を要する子どもへの支援は子どもの実態に応じて職員が側にいないと安全な保育ができない場合も生じます。適時、子どもの状態に応じた支援を行うことが求められます。加えて、年3回の巡回指導は、心理職の巡回であります。指導内容には保育所の職員がカンフェレンス内容を記載しますので齟齬が生じる可能性があります。今後は、巡回指導の内容とカンファレンス資料との一致を誰でも確認できるよう、専門職からどのような指導があったかを記載資料に記載し、支援の根拠とすることが求められます。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもが在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、それぞれの子どもが在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。延長保育では、早朝保育の子ども数は約1割であり、少ないこどもの数なので、朝の時間をゆったりと過ごし、各クラスの活動が存分に出来るように配慮しています。夕方の延長保育も1割超えの子ども数になりますので、おもちゃを選べるように子どもたちと遊び方を決めていきます。加えて、延長保育時は子どもの数と年齢によって畳の場所とカーベットの遊び場に分けて、子どもが穏やかに過ごせるようにしています。さらに、好きな絵本を見る、遊びたいおもちゃを選ぶなど、それぞれの子どもが好きなことをして保護者の迎えを待ちます。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。具体的には、5歳児の保育で、「ワークブック」を利用して鉛筆の持ち方や筆圧など、文字の指導をしています。また、遊びの中で楽しんできたことを文字に表現しています。加えて例年、就学前の取り組みとして「幼小保連絡協議会」を開催し、関係職員との情報交換をしていました。今年度はコロナ禍で実施できていません。また、近隣の小学校との交流会への参加も、コロナ禍であるため出来ない実態があります。現在は、これらの情報を担当職員が小学校等に電話連絡して就学に関する情報を収集し、保護者に提供しています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、子どもの健康管理を適切に行っています。具体的には、「健康管理・衛生管理マニュアル」に基づいて健康管理をしています。また、入所時には、保護者からのヒアリングにより、子どもの既往歴など健康管理に関する情報を得ています。加えて、身体測定や日常の視診を通して健康状態をチェックし、毎朝子どもの健康について、保護者への声掛けから情報を得て保育に活かしています。さらに、急な発熱などの体調変化を生じた子どもは、事務室で体を休めるなどの対応をし、保護者へ連絡しています。その他、健康状態で気になる子どもは症状や対応方法を記録しており、全職員がその子どもへの対応ができるようにしています。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、健康診断・歯科健診の結果を保護者に知らせるとともに保育に反映しています。健康診断と歯科検診は、年に2回実施しています。また身体計測は0歳児が毎月行い、他の年齢児は年に2回行っています。この結果については連絡帳に記入し、保護者にらせています。例年、歯科検診後の5歳児の歯ブラシ指導が行われていたましたが、今年度コロナ感染対策のため行っていません。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っています。具体的には、アレルギー疾患のある子どもに対して、医師の診断の基に除去食の提供をしています。また、入所前には「生活管理指導票」の提出を保護者に依頼しています。さらに、所長・担任・調理員らと保護者と除去食についての話し合いをしています。加えて、毎月の献立は所長・担任・調理員が会議の中でチェックを行い、保護者に確認をお願いしています。その他、子どもへの給食の提供には目視と口頭での確認を5段階にし、配膳ではトレイを別な色にし、テーブルも別にして先に座るなどの配慮をしています。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、食事を楽しむことができるよう工夫をしています。具体的には、「食育計画」に基づいた献立を、保護者へ「給食だより」・「食育だより」により情報提供しています。また、給食展示もしており、親子で給食の内容が話せるようにしています。加えて、所庭で苗や種から野菜作りをする体験を提供し、期待感と楽しさを抱いて栽培ができるよう活動を行っています。なお、収穫物は調理室で料理し、献立に加え、味わう体験をしました。その他、献立には、絵本献立と市独自の献立であるコツコツ献立があります。絵本献立は子どもの好きな絵本に載っている料理に着目した献立です。さらに、栄養士による食育教室では、野菜当てクイズや野菜の断面の模様や匂いと野菜の触感覚を体験し、食材の様々な変化を体感しています。加えて、人気メニューのレシピ紹介をして家庭で楽しめるように玄関に掲示しています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所は、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しています。具体的には、毎月の献立と行事食は栄養士・調理員・所長が関わって検討し、決定しています。また、毎日の残食量を測定し、献立の内容の見直しのための資料としています。加えて、子どもたちが食事をする前に所長もしくは主任が必ず検査し、調理形態・味付け・彩りなどを確認しています。さらに、3歳未満児の離乳食も同様に検査しており、子どもの口腔機能に合わせ、食物への慣れに従って離乳食の段階を経て、幼児食への移行を行っています。その他、アレルギー症状のある子どもの給食は専用トレイと目視と口頭で確認をしての安全な給食の提供を行っています。なお現在は、コロナ禍であるため、パーティションを設けての黙食をしています。子どもたちはマスクをしており、食べる直前ではずして食べています。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	保育所は、子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っています。現在はコロナ禍のため、子どもの送迎や保護者とのやり取りはベランダを基本としています。子どもの保育所での生活が見えないことや、行事などが披露できないため、子どもの保育所での様子を連絡帳や保護者とのやり取りで伝えるほか、掲示板や保育室の窓に子どもの様子を掲示しています。また、「保育所だより」や「保育所通信」では例年以上に写真を載せて、わかりやすいように伝えています。今後のコロナ感染症の経緯を見て、例年のように個人面談・懇談会、保育参観などの計画も立てて希望に添えるように努めています。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保育所は、保護者が安心して子育てができるよう支援を行っています。具体的には、コロナ禍の中、保護者の送迎時に子どもの状態を情報交換しつつ、子どもが保育所での生活を楽しんでいるエピソードを紹介するようにしています。また、保護者からの相談は連絡帳や口頭で受け止めています。さらに、保護者との情報交換が出来ない場合は、担任が個別面談を行うこともあります。その他、職員は送迎時における子どもと保護者との会話を聞きながら、子育てにおける不安や迷い等の情報収集も行っています。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	保育所は、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。具体的には、毎朝の子どもの受け入れ時、視診により子どもの様子に気を付け、何気ない会話に耳を傾けています。また、子どもの洋服の着替え時に、子どもの身体の状態を確認しています。加えて、職員一人ひとりが子どもの様子と親子関係に注意を払っています。その他、職員は虐待の基本的な内容と対応方法を「マニュアル0JT」で確認し、保育所全体で共通理解を進めながら、子どもの権利侵害への予防に取り組んでいます。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。具体的には、職員は日常の保育内容や子どもへの支援について、反省と評価を行い、自ら課題を掲げています。また、担任同士で日常での保育からの週・月間での反省を踏まえて、次の月に活かせるようにしています。加えて、所長と主任に指導を受けながら子どもへの支援内容を確認します。さらに、職員は子どものエピソードから子どもの思いを読み取れるように勉強会を重ね、職員のさまざまな保育観に触れることで、職員の見直す機会を多く設けています。その他に、職員一人ひとりが自己評価表に基づいて年3回振り返りをします。この自己評価表を基に所長と面接を行い、子どもへの支援内容が豊かになるよう、資質向上に向けて取り組んでいます。	